

標準保険料率に係る仮試算の概要について

1 試算の概要

標準保険料率の試算は、国保広域化に向けた準備段階の一環として、平成28年10月から国から示される係数等に基づき都道府県ごとに行っている。

試算の仕方は、医療費や被保険者数等の市町村データを用いて、国が全国統一で開発した「国保事業費納付金等算定標準システム」で、行っている。

(1) 第1回仮試算

システムの稼働に不具合がないか検証するため、国からの指示によりシミュレーションを行ったところ、全国的に不具合があることが判明。

(2) 第2回仮試算

システムを修正して仮試算を行ったが、標準保険料率を算定する条件について、一部のみ国から示された状況での試算。

今回の仮試算は、今後の具体的な算定方法や激変緩和方策の議論などに活用していくことを目的としている。

(3) 第3回仮試算（平成29年8月予定）

今後、国から示される公費の配分、県繰入金の配分や激変緩和への対応について、引き続き市町村と協議を重ねて整理し、改めて試算を行う。

2 第2回仮試算について

(1) 試算の前提

- ・ 29年度の医療給付費等を推計。
- ・ (運営方針骨子素案のとおり) 保険料水準の県内統一は行わない。
- ・ 事業費納付金の対象の範囲は、療養の給付分のみ。
 - ※ 出産育児一時金や保健事業費等は対象外。

(2) 試算の変動要素

① 設定条件

- ・ (運営方針骨子素案のとおり) 賦課方式は2方式(所得割+均等割)。
- ・ 医療費水準反映係数(α)は「1」で設定。
 - ※ 市町村ごとの医療費水準を納付金算定に反映。
- ・ 所得係数(β)は国のガイドラインどおり。
 - ※ 全国平均と比較したときの県の所得水準を反映。
- ・ 市町村ごとの標準的な収納率は、過去3カ年で最も高い率を設定。

② その他の考慮事項

- ・ 県特別繰入金は、27年度の県調整交付金実績額のうち、医療費適正化等への取組みに対する按分率で、市町村ごとに見込み額を算定。
- ・ 前期高齢者納付金・交付金、後期高齢者支援金、介護納付金に係る27年度精算分を市町村ごとに計上。

現時点では、国からの公費拡充分(全国ベース約1,700億円)に係る各都道府県への配分額や、国特別調整交付金の配分などが示されていないことから、今後かなり変動することが見込まれる。

なお、平成30年4月からの国保広域化に係る実際の保険料率を示す試算ではないことに御留意ください。

標準保険料率に係る仮試算結果

1 (県平均) 一人当たり標準保険料

(1) 29年度試算標準保険料(税)額…130,365円

(2) 27年度決算保険料(税)額……122,924円【理論値】

※ 「理論値」とは、「保険料(税)収納額(現年分)」「決算補填等目的の法定外繰入」「財政調整基金からの繰出し」「低所得者に対する保険料の軽減分」の合算値を被保険者数(一般+退職:27年度平均)で除して算定。

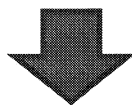
(3) 29年度と27年度の差額……+ 7,440円(+ 6.1%)

(差額の主な内訳)

・医療給付費	+	11,000円	(+ 4.1%)
・後期高齢者支援金	+	5,000円	(+ 9.8%)
・介護納付金	+	6,000円	(+ 10.2%)
・公費	▲	9,000円	(▲ 8.2%)
・前期高齢者交付金	▲	9,000円	(▲ 7.9%)
・その他	+	4,000円	

計 + 約8,000円

次回の試算(平成29年8月実施予定)では、今回の仮試算で見込んでいなかった「国からの公費拡充分」「国特別調整交付金」を新たに見込むことになる。



今回の仮試算結果に比べ、保険料が引下げられることが想定。

2 試算結果の傾向

(1) 29市町村で増加、25市町村で減少。

(2) 最も保険料（税）が上がる市町村

・増加額が最も大きい市町村は +23,480円

・増加率が最も高い市町村は +20.1%

(3) 最も保険料（税）が下がる市町村

・減少額が最も大きい市町村は ▲26,420円

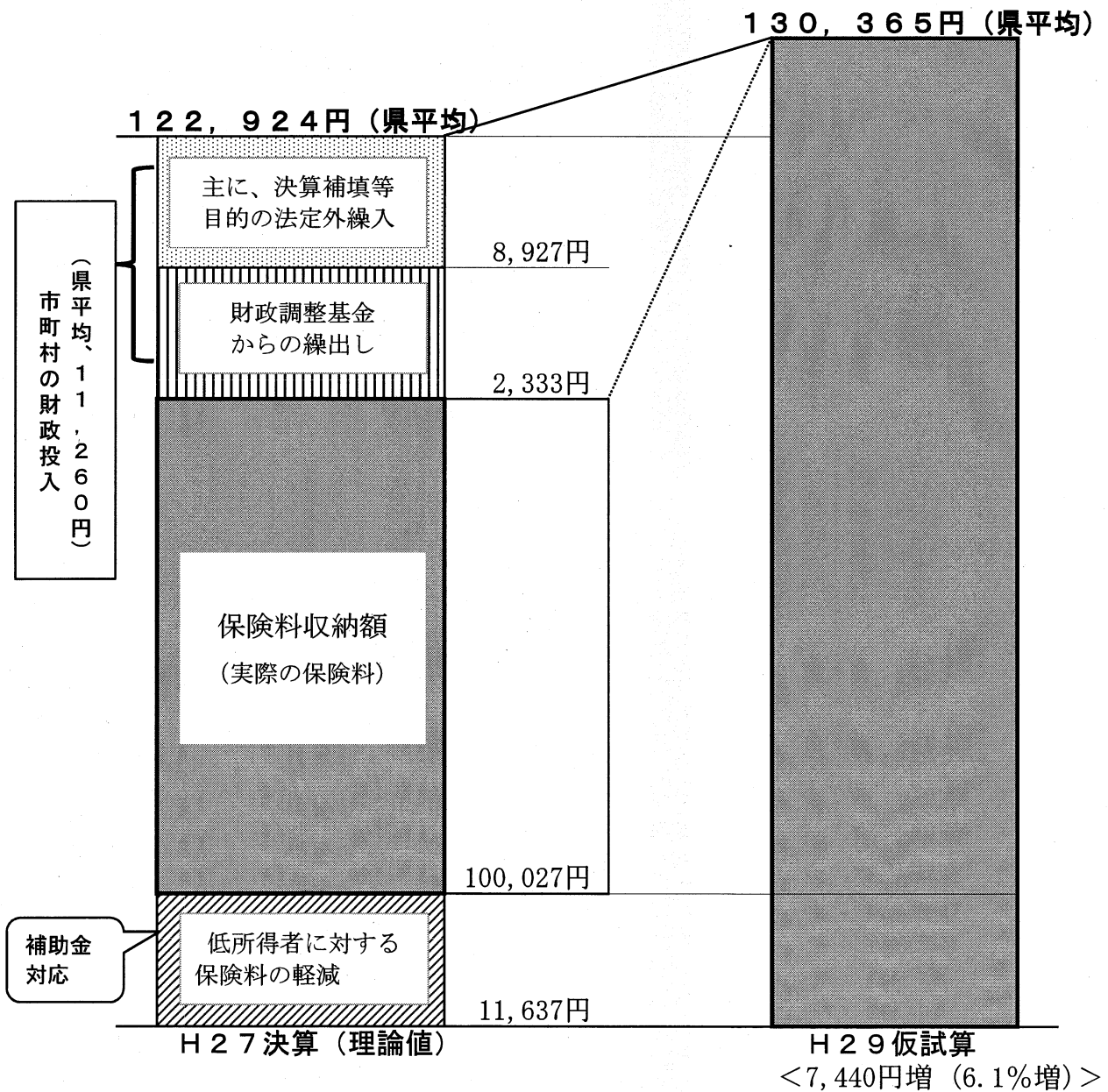
・減少率が最も高い市町村は ▲20.1%

(4) 内訳

保険料（税）が <u>増加</u> する市町村	29団体
+1万円以上	11団体
+5千～1万円	8団体
+0～5千円	10団体
保険料（税）が <u>減少</u> する市町村	25団体
▲0～5千円	7団体
▲5千～1万円	8団体
▲1万円以下	10団体

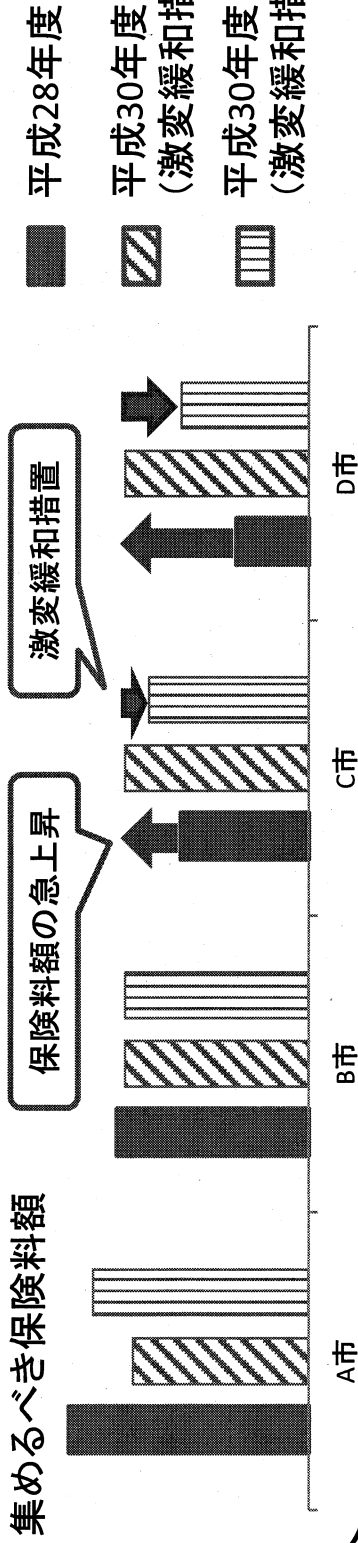
保険料を比較する「理論値」について（イメージ図）

- 「理論値」は、下記の4つの合計額を、被保険者数で除して算定。
 - ・ 保険料（税）収納額（現年分）
 - ・ 主に、決算補填等目的の法定外繰入
 - ・ 財政調整基金からの繰出し
 - ・ 低所得者に対する保険料の軽減分
- 各市町村の財政投入がないものとして、比較した。



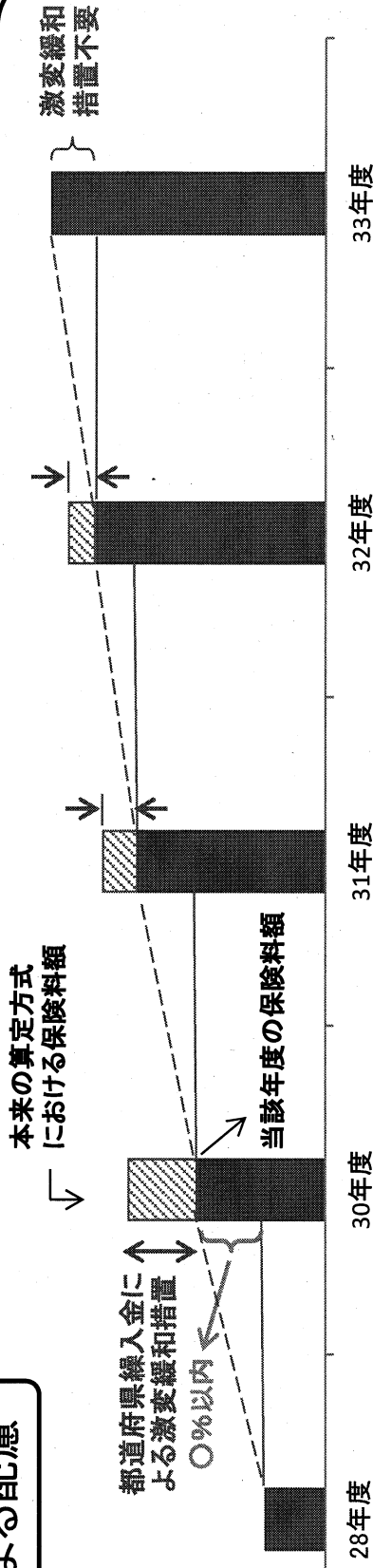
激変緩和措置のイメージ

ア. 市町村ごとの納付金の額を決定する際の $\alpha \cdot \beta$ 等の設定による配慮



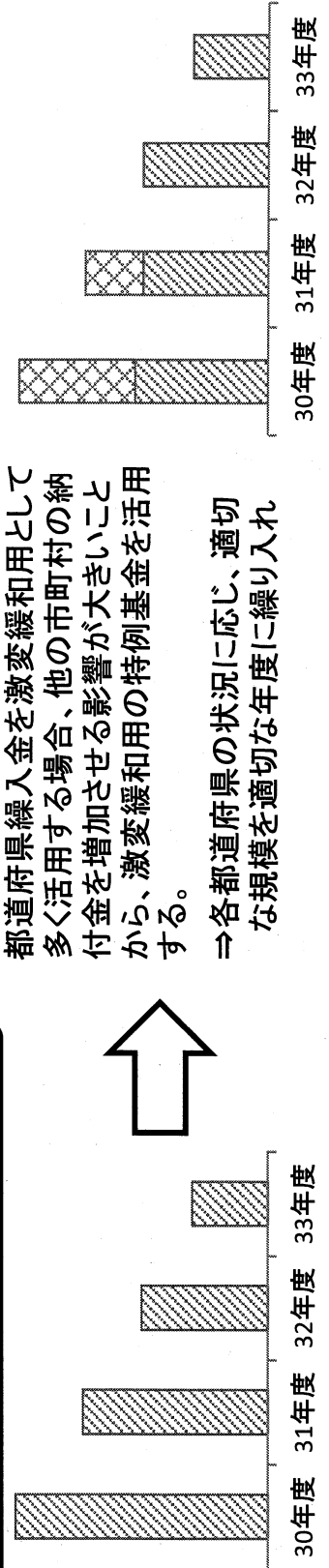
イ. 都道府県繰入金による配慮

激変緩和と文比べの基点は、平成28年度保険料決算額で固定する。都道府県は毎年度一定割合を定めて、市町村ごとに都道府県繰入金の必要を判断する。



ウ. 特例基金による配慮(平成35年度までの措置)

仮にD市のような自治体が多い数あった場合、当該県において必要となる激変緩和用の都道府県繰入金総額の推移



都道府県繰入金を激変緩和用として多く活用する場合、他の市町村の納付金を増加させる影響が大いことから、激変緩和用の特例基金を活用する。

⇒各都道府県の状態に応じ、適切な規模を適切な年度に繰り入れ